

2045年ころには、北海道で生活する人の42%が65歳以上になると予測されています。高齢者を中心とした消費者被害を予防するために、周囲の人はどのように見守ればよいのでしょうか。もし被害に遭ってしまったら、どうすれば早く気づき、相談や救済につなげることができるのでしょうか。次の被害者を出さないために、私たちに何ができるのでしょうか。行政と民間の連携で、北海道の暮らしを守る方法を考えましょう。



超高齢社会を安心・安全に暮らしていくために ～消費者被害の予防と救済を考える～

2021年 9月11日(土)13:00～15:00

Zoomによるオンライン開催 (参加無料)

第1部 基調報告

- 1 北海道における不招請勧誘規制の現状と課題
及び都道府県としての悪質業者への対応
北海道 消費者安全課 鶴ヶ崎徹氏
- 2 札幌市における被害防止の具体的な取組み
～ 水回り工事被害『アクアサポート24』への即時対応等
札幌市 消費生活課 安田聡氏

第2部 パネルディスカッション

消費者被害の予防と救済 ～ 行政と民間・市民一人一人の連携
コーディネーター：札幌弁護士会 小林由紀弁護士

パネリスト：北海道 消費者安全課 鶴ヶ崎徹氏
札幌市 消費生活課 安田聡氏
札幌市社会福祉協議会 地域福祉課 大井戸麻衣氏
士別地区広域消費生活センター消費生活相談員 野村裕子氏

【申込方法】 Zoomウェビナーの事前登録が必要です。

下記URLまたは左記QRコードからお申し込みください。

登録後、当日の参加用URLがZoomから送信されます。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_7nkPXFfYS-6034NmDkOr-A



主催 北海道弁護士会連合会
共催 日本弁護士連合会
札幌弁護士会 旭川弁護士会 釧路弁護士会 函館弁護士会
後援 北海道 札幌市